

川崎市ふるさと納税推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさと納税を行った者に対して返礼品等を提供する川崎市ふるさと納税推進事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税制度 特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年4月1日総務省告示第179号）第1条に規定するふるさと納税制度をいう。
- (2) ふるさと納税 ふるさと納税制度の対象となる本市に対する寄附行為をいう。
- (3) ふるさと納税事業 寄附者に対して返礼品等を提供する川崎市ふるさと納税推進事業をいう。
- (4) 寄附金 ふるさと納税による寄附金をいう。
- (5) 寄附者 ふるさと納税を行った者をいう。
- (6) 返礼品等 ふるさと納税事業において寄附者に提供する地元特産品等で、市長が別に定める基準を満たしているものをいう。
- (7) 返礼品等取扱事業者 返礼品等を取り扱う事業者をいう。
- (8) 民間ポータルサイト 返礼品等の閲覧やふるさと納税の受付が可能なインターネットサイトをいう。

(対象とする寄附)

第3条 この要綱は、ふるさと納税のうち、民間ポータルサイトを經由して申し出が行われるもの、又は返礼品等の提供を伴うものに対し適用する。

(ふるさと納税の申し出等)

第4条 ふるさと納税をしようとする者は、その旨を市長に申し出るものとする。

- 2 前項の規定による申し出の方法は、民間ポータルサイト上の所定の申込フォームへの入力、又は必要事項を記載した書面の提出によるものとする。
- 3 寄附金は、天災等のやむを得ない理由により返礼品等の提供ができなくなった場合を除き、収納手続き後は、原則返還しない。

(寄附金の使途)

第5条 本市に対しふるさと納税をしようとする者は、前条第1項の規定によるふるさと納税の申し出の際に、寄附金の使途となる施策分野を指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定があった場合には、当該寄附金は当該施策分野の財源にするものとする。
- 3 第1項の規定による施策分野は、「川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱」で定める第1号様式中、「施策分野」によるものとする。ただし、クラウドファンディング等、個別に使途を定めて寄附金を集める場合を除く。

(寄附金受領証明書等の発行)

第6条 市長は、寄附金が納付されたときは、当該寄附者に対し、寄附金受領証明書及び礼状を発

行するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、当該寄附者から求めがあったときは、当該寄附者に対し、寄附金税額控除に係る申告特例申請書（地方税法施行規則第五十五号の五様式）を送付するものとする。

（返礼品等の提供等）

第7条 市長は、寄附金が納付されたときは、寄附金の額に応じ、当該寄附者に対し、返礼品等を提供するものとする。ただし、当該寄附者が返礼品等の提供を希望しない場合は、この限りでない。

- 2 前項の返礼品等の提供は、本市の区域外に住所を有する者に対してのみ行う。

- 3 返礼品等の提供は、返礼品等取扱事業者が返礼品等を寄附者に送付することにより行うものとする。

- 4 市長は、前項の規定により寄附者へ返礼品等を送付した返礼品等取扱事業者に対し、返礼品等の代金を支払うものとする。

（事業者への業務委託）

第8条 市長は、事業者にふるさと納税事業の推進に関する事務を委託することができる。

（公表）

第9条 寄附者等の公表については、川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱第8条の規定を準用する。

（所管）

第10条 この要綱に定めのある事務は、財政局財政部寄附財源担当において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、ふるさと納税事業の実施に必要な事項は、財政局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。